

バナー広告掲載を募集します

バナー広告の掲載について

鳥栖観光コンベンション協会では、当サイトのトップページに掲載する広告を次のとおり募集しています。市内外や県外、国外からの観光客向けに広報媒体として周知や企業・商品の PR などにぜひご活用ください。

バナー広告掲載場所

当協会ホームページ (<http://www.tosu-kanko.jp>) のトップページ下部

広告の掲載契約期間

広告の掲載期間は、基本年単位（4月～翌年3月まで）とし、指定月の掲載については相談に応じます。

広告の掲載料

当協会会員： 1 枠あたり 月額 5,000円

当協会非会員： 1 枠あたり 月額10,000円

※掲載は4月～翌年3月までを基本とし、申告がない場合、翌年も自動更新となり年額のお支払いとなります。

バナー広告仕様（規格）

1 枠サイズ：横150ピクセル×縦50ピクセル

データ形式：JPEG 形式・GIF 形式（アニメーション及び透過 GIF は不可）

掲載基準（以下に該当する広告は掲載できません）

- ・法令に違反するもの
- ・公序良俗に反するおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動および個人の宣伝に係るもの
- ・意見広告および名刺広告に類するもの
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るものまたはこれに類するもの
- ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ・人権を侵害するおそれがあるもの
- ・公衆に対して不快の念を与えるおそれがあるもの
- ・当協会の業務に支障となるおそれがあるもの
- ・以上に掲げるもののほか、管理者が不適当と認めるもの

お申込み

当協会へメールでお申し込みください。バナー広告掲載規定および申込書を返送いたします。

Email : info@tosu-kanko.jp